

ダウンロード

花巻市地域づくり交付金交付要綱（平成19年4月1日告示125号）

花巻市地域づくり交付金交付要綱

平成19年4月1日

告示第125号

（目的）

第1条 住民による自主的な地域づくり活動の推進及び身近な地域課題の解決を図るための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号）及びこの要綱により地域づくり交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

（交付の対象者）

第2条 交付金交付の対象者は、花巻市振興センター条例（平成18年花巻市条例第312号）第2条に定める各振興センターの管轄単位ごとに市長が指定した地域づくり団体（以下「コミュニティ会議」という。）とする。

（交付金の使途の制限）

第3条 交付金は、次の各号のいずれかに該当する経費に対しては使用できない。

- (1) 宗教活動に要する経費
- (2) 政治活動に要する経費
- (3) その他第1条に規定する目的にそぐわない経費

（交付金の額）

第4条 交付金の額は、各振興センターの管轄区域ごとに、均等割額、世帯割額及び面積割額をもって、毎年度算定するものとする。

2 市長は、前項の算定をしたときは、交付金の額をコミュニティ会議に通知するものとする。

3 コミュニティ会議に交付した交付金について、特に市長が必要と認める場合は、翌年度に繰越ができるものとする。

（交付金の交付申請）

第5条 交付金の交付を受けようとするコミュニティ会議が交付金の交付の申請をしようとするときは、地域づくり交付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第6条 市長は、交付金の交付申請があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付金を交付することが適当と認めるときは、地域づくり交付金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知し、交付金を交付するものとする。

（交付事業の変更承認申請）

第7条 交付決定の通知を受けた申請者（以下「申請者」という。）は、交付対象事業の内容の変更又は交付金の額の変更をしようとする場合は、あらかじめ地域づくり交付金事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更が、事業の目的を損なわない場合は、この限りでない。

（実績報告）

第8条 申請者は、事業が完了したときは、地域づくり交付金事業実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 前項に定める報告書の提出期限は、交付金の交付の決定があった年度の翌年度の4月30日までとする。

（書類の整備及び保存）

第9条 交付金の交付を受けた団体は、交付金に係る経理等について、常にその収支を明らかにした書類及び帳簿を整備するとともに、交付金事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号

( 第 5 条 関 係 )

様 式 第 2 号

( 第 6 条 関 係 )

様 式 第 3 号

( 第 7 条 関 係 )

様 式 第 4 号

( 第 8 条 関 係 )